業務委託契約書（Webサイト作成委託）

株式会社●●（以下「甲」という。）及び株式会社●●（以下「乙」という。）は、次のとおり業務委託契約書（以下「本契約」という。）を締結した。

1　甲は、乙に対し、以下の業務 (以下「本件業務」という。)を委託し、乙はこれを受託する。

1. Webサイト制作に関する要件の整理および構成案の作成
2. サイトデザインの制作（トップページおよび下層ページ等）
3. HTML、CSS、JavaScript等によるコーディング作業
4. レスポンシブ対応（スマートフォン・タブレット含む）
5. 必要に応じたCMSの導入・設定
6. 問い合わせフォーム、SNS連携、Googleマップ等の設置
7. テストアップ・確認対応および本番公開作業
8. 納品後の軽微な修正対応（○日以内、○回まで）
9. 上記に付随する一切の業務

**※業務範囲は自由に書き換えてください。**

2　乙は、本件業務の実施に際し、甲に必要な協力を要請できるものとし、甲は乙から協力を要請された場合には、適宜これに応ずるものとする。

1　本件業務の委託料は、金○○円とする。

2　乙は、甲に対し、本件業務完了後に、前項に定める委託料の請求書を発行し、甲は、乙に対し、令和〇年〇月〇日に、当該委託料を、乙の指定する金融機関の指定口座に振り込む方法で支払う。振込手数料は、甲の負担とする。

1　本契約の有効期間は，本契約の締結の日から1年間とする。

2　前項の期間満了の30日前までに、甲および乙による更新しない旨の書面による意思表示がない場合、本契約はさらに１年間延長されるものとし、その後も同様とする。

3　甲または乙は、本契約の有効期間中であっても、30日前までに相手方に書面による通知することによって、本契約をいつでも解約することができる。

1　乙が甲に、本件業務の成果物(以下「本成果物」という。)の納品を行なう前に、甲はインターネット上にてその確認を行なうものとする。

2　乙は、個別契約に定める期間及び方法により、本成果物を甲へ納品する。甲は，本成果物を、個別契約に定める検査期間内に検査し、その結果を直ちに乙に連絡する。

3　甲が制作完了後の更新や修正を希望する場合は、乙規定の方法で知らせる。

乙は、甲による委託料金の完済後、本成果物を公開するものとする。なお公開後、本成果物に掲載された内容に関しては、乙は一切の責任を負わない。

1　甲は、乙に対し、本件業務の成果物の納品検査後〇日以内に生じた不具合（以下「瑕疵」という。）について当該瑕疵の修正を請求することができ、乙は、当該瑕疵を無償にて修正するものとする。ただし、瑕疵が軽微であって、納入物の修正に過分の費用を要する場合はこの限りではない。

2　瑕疵が甲の提供した資料等又は甲の与えた指示等乙の責に帰さない事由によって生じたときは、前項の規定は適用しない。

1　本成果物についての所有権及び著作権は、甲が内容を確認し、かつ委託料の完済時に、乙から甲に移転する。

2　本成果物の滅失、毀損その他全ての危険負担についても、所有権と同時に甲に移転する。

3　本成果物の作成過程において行なった考案等の著作権その他の権利を含む知的財産権は、甲が行なった場合は甲に、乙が行った場合は乙に、甲乙共同で行なった場合には甲乙共有（持分は別段の定めがない限り均等）に帰属する。

1　甲または乙は、事前に相手方の書面による同意を得た場合を除き、相手方から秘密である旨明示された上で開示された技術上、営業上、本契約の存在及び内容、その他一切の業務上の情報（以下「秘密情報」という。）を、第三者に漏洩してはならない。

2　前項にかかわらず、以下の各号に該当する情報は、根拠を立証できることを条件として、秘密情報の対象外とするものとする。

　⑴　開示を受けたときに既に保有していた情報

　⑵　開示を受けたときに既に公知であった情報

　⑶ 取得する以前に守秘義務を負うことなく既に知得していた情報

⑷ 正当な権利を有する第三者から守秘義務を負うことなく合法的に取得したもの

3　第1項における情報に関する秘密については、甲及び乙が、本件業務担当者がその所属を離れた後も含め保持する義務を負わせるものとする。

1　乙は、本件業務の全部又は一部を第三者に再委託することができる。

2　乙は、本件業務の再委託先に関して、秘密保持義務については本契約に基づき、乙が負うと同様の義務を再委託先に対して負わせなければならず、当該再委託先と連帯して責任を負うものとする。

甲及び乙は、相手方が次の各号のいずれかに該当すると合理的に認められる場合において、各々が相手方に相当の期間を定めて当該行為の是正を催告したにもかかわらず、その期間内に当該行為の是正が行われないときは、本契約を解除することができる。

⑴ 相手方が本契約の履行に関し、不正の行為をしたとき

⑵ 相手方が本契約に違反したとき

⑶ 差押え、仮差押え、仮処分、又は競売の申立があったとき

甲又は乙は、前条に掲げる事由及び甲又は乙が故意もしくは重大な過失によって相手方に損害を与えたときには、その損害を賠償しなければならない。

この契約に定めのない事項を定める必要があるときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

本契約に関する訴えは、○○地方裁判所第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

以上、本契約締結の証として、本書二通又は本書の電磁的記録を作成し、甲乙記名押印若しくは署名又は電子署名のうえ、各自保管する。

令和●●年●月●日

甲 株式会社●●

（住所）

（代表者名）

乙 株式会社●●

（住所）

（代表者名）